

宮若市議会情報セキュリティ基本方針

1 趣旨

本基本方針は、宮若市議会（以下「議会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、議会が実施する情報セキュリティ対策に関し基本的な事項を定めるものとする。

2 この方針の位置付け

この方針は、議会における情報セキュリティ対策に関する最上位の方針として位置付ける。

3 用語の定義

この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

4 対象とする脅威

情報資産に対する次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、マルウェア感染、サービス不能攻撃その他のサイバー攻

撃や内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、利用の妨害等

- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模、広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラ障害からの波及等

5 適用範囲

(1) 対象者の範囲

この方針の対象者は、議会の議員とする。なお、議会事務局職員は、宮若市情報セキュリティ基本方針の適用を受けるものとする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③ 情報システムの仕様書、ネットワーク図その他のシステム関連文書

6 議員の遵守義務

議会の議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、この方針を遵守し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

7 情報セキュリティ対策

上記4の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

(1) 組織体制

議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、適切な対策を講じる。

(4) 物理的セキュリティ

通信回線及び議員がその業務のために使用する端末（パソコン、スマートフォン及びタブレット等）の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、この方針の遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、この方針の運用面の対策を講じるものとする。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。クラウドサービス及びソーシャルメディアサービスを利用する場合には、適切な管理・運用を行うものとする。

(9) 評価・見直し

この方針の遵守状況を検証し、情報セキュリティの継続的な維持向上を図るため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検の実施、並びにこの方針の見直しを行う。

8 情報セキュリティ監査又は自己点検の実施

この方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査若しくは自己点検を実施する。

9 この方針の見直し

情報セキュリティ監査や自己点検の結果、この方針の見直しが必要となった

場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、この方針を見直す。

10 具体的な遵守事項、判断基準及び実施手順

上記7、8及び9に規定する対策等を実施するための具体的な遵守事項、判断基準等については、宮若市情報セキュリティ対策基準の規定（この方針に定める事項に関する規定に限る。）を、具体的な実施手順については、宮若市情報セキュリティ実施手順の規定（この方針に定める事項に関する規定に限る。）を準用するものとする。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。